

# 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました！

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律です。

本法律により、平成28年4月1日から、労働者数301人以上の企業は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられます。

〈労働者数301人以上の企業に義務付けられる事項〉 ※300人以下の企業は努力義務

- ・自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ・課題解決のための数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定・届出・社内周知・公表
- ・自社の女性の活躍に関する情報の公表

行動計画を策定した旨を、愛知労働局雇用均等室に平成28年1月から4月1日（金）までにお届けください。行動計画の策定や届出に必要な情報や様式、認定基準については、厚生労働省ホームページより順次お知らせがあります。

★くわしくは、厚生労働省ホームページ [女性活躍推進法](#)

★お問い合わせ **愛知労働局雇用均等室** ☎052・219・5509



## 厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」

[女性の活躍 両立支援](#)

企業における女性の活躍・仕事と家庭の両立の取り組みに関する情報を提供します。

※「両立支援」…職業生活と、育児や介護などの家庭生活を両立させるための行政や企業におけるさまざまな制度や取り組み

### ◆事業主行動計画の公表・検索

両立支援に関する企業の一般事業主行動計画・取り組みを紹介。自社の行動計画・取り組みも無料で登録できます。

### ◆両立診断サイト

設問に答えて、自社の取り組み状況をセルフチェック！他社との比較ができ、今後にも役立ちます。

### ◆お役立ち情報Q&A

両立支援に関するよくある質問を、「働く方」と「事業主」の視点から情報提供します。

## 知っていますか？ 厚生労働大臣認定 子育てサポート企業のマーク

### ◆くるみんマーク

「次世代育成支援対策推進法」に基づいて行動計画を策定した企業のうち、定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けることができます。

※次世代育成支援対策推進法…急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を支援するための法律

### ◆プラチナくるみんマーク

くるみん認定を受けた企業のうち、両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っている企業は、「プラチナくるみん認定」が受けられます。

### 認定のメリットは？

★事業所内保育施設や授乳コーナーなど「次世代育成支援に資する一定の資産」について割増償却を行うことができる、税制優遇措置（くるみん税制）を受けることができます。

★くるみんマークを広告などに付し、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

認定の受け方などくわしくは、上記「女性の活躍・両立支援総合サイト」ホームページをご覧ください。

